

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規則で定める随意契約について、大阪府財務規則第61条の3の定めにより、以下のとおり公表するものである。

[契約前]

1. 契約の内容 別紙「業務内訳」に定める役務の提供にかかる契約
2. 相手方の決定方法の選定基準

契約相手方の選定について、次のとおり基準を定めるものとする。

- (1) 別紙「業務内訳」における業務を遅滞なく履行できること。
- (2) 同業務と同等の契約を履行している実績があり、業務の遂行においては、誠実にかつ問題なく請け負うことが見込まれること。
- (3) 所在地が本校近隣に位置し、業務遂行に当たって本校から緊急の要請があった場合、すみやかに対応できること。

校内清掃作業・業務内訳

業務区分	場所・業務内容	業務の 時間数	備考
清掃	本館 1 F～2 F 廊下・階段モップがけ 1号館～2号館 下足ロッカーモップがけ 1号館 2号館・3号館 階段モップがけ 記念会館 1 F～2 F 清掃	1. 0 0 h 0. 5 0 h 1. 2 5 h 0. 7 5 h	毎週水曜日応接室清掃含む 1週間に3日作業 2週間に1度木曜日に作業
	本館 1 F～2 F 便所清掃 男子便所清掃 (大便器・床) トイレットペーパー補充 女子便所清掃 (大便器・床) トイレットペーパー補充 体育館北側 便所清掃 女子便所清掃 (大便器・床) トイレットペーパー補充	2. 0 0 h 0. 5 0 h	
	校内ゴミ収集作業 各所ゴミ回収 ゴミ捨て場への搬入	1. 0 0 h	
	校外周回道路のゴミ拾い	1. 0 0 h	
	校内側溝の泥上げ作業 1・2・3号館間の側溝	1. 0 0 h	
	計	9. 0 0 h	